

## 4 負担軽減に向けた提言等

《全体で取り組むこと》

### 【提言 1】

### 部活動のあり方について

## I 部活動の現状及び課題

### 1 部活動の位置付け

中学校及び高等学校で行われている部活動は、「共通の種目や分野に興味・関心を持った子どもたちが、学級や学年の枠を超えて集まり、自発的・自主的に行う課外活動です。中学校の新しい学習指導要領及び高等学校の新しい学習指導要領では、部活動を「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」とされたところです。

#### 新しい中学校学習指導要領（平成 20 年 3 月告示）における部活動の位置付け

##### 第 1 章 総 則

##### 第 4 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

- (13) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

※ 高等学校の新しい学習指導要領でも同様の表現であること。

### 2 現状及び課題

岩手県では、中学生の場合、ほぼ全員が部活動に加入しています。高等学校の場合は、平成 20 年度における高体連、高野連及び高体連未加盟種目（乗馬等）を合わせた運動部への加入率は 60.5%（全国平均 43.0%）と都道府県別で見ると高い加入率となっています。

部活動は、生徒がスポーツや文化等の活動を通して、互いに切磋琢磨し、体力の向上や健康の増進等を図りながら、仲間との連帯感、豊かな感性、創造性及び社会性をはぐくむなど学校教育の中でも人格形成に果たす役割が大きく、意義のあるものです。そのため、外部の指導者も含め教職員が指導することによってもたらされる教育的効果は大きなものがあります。

しかし、近年は、保護者等から、「大会で勝つためにもっと指導してほしい」、「練習時間を増やしてほしい」という意見や、反対に「部活動の練習が厳しすぎる」、「練習時間が長すぎる」など様々な意見が学校に寄せられ、そのことが、部活動の運営や指導をますます難しいものとしています。

そのような中で、現在の部活動は、教員の熱意と善意に支えられていると言っても過言ではありません。一部で外部の指導者に依頼しているケースもありますが、教職員が顧問として指導や引率、大会運営をしている場合がほとんどです。必ずしも得意な競技や分野でない顧問を任される場合も多く、休日も練習や大会等で休むことができない実態があります。

また、特色ある学校づくりを進める上で部活動を柱に据える学校もあり、大会で実績を残すため、教職員が部活動にかかわる時間が増えている場合もあるようです。平成 18 年度に文部科学省が実施した「勤務実態調査」の結果でも、中学校及び高等学校における残業時間でも部活動が大きなウエイトを占め、教員の負担となっていることが明らかにされています。

多忙化解消検討ワーキング・グループでは、子どもたちのためには、どのように部活動を運営すればよいのかを考えるとともに、教職員の負担をできるだけ軽減するために、部活動のあ

り方について、次のとおり提言します。

## II 部活動のあり方についての提言

多忙化解消検討ワーキング・グループでは、関係課から提供していただいたデータ・資料等をもとに、部活動及びスポーツ少年団活動の状況等について現状を把握しながらその課題等を踏まえ、解決の方向性について整理しました。

### 1 部活動休養日の徹底等

教員が児童生徒のことを考え、うまくさせたい、大会で勝たせたいと願い、子どもたちも大会で勝つためには人一倍練習がしたいと思うのは自然なことです。しかし、教員の勤務時間にも労働基準法上の制約があり、土日などの休日は勤務を要しない日という位置付けとなります。

超過勤務については「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）によって、特定の業務にのみ認められているものです。実態として部活動のため時間外勤務が行われていますが、それが当たり前であるという認識を変えていく必要があります。

また、科学的な視点を欠いた長時間の練習は、児童生徒の体力の向上に結びつかないばかりか、スポーツ障害を引き起こす可能性もあります。また、児童生徒の心身の疲労に伴って学校や家庭での生活・学習に支障をきたすことも考えられます。

運動部でも文化部でも成果を出すためには、長時間練習しなければならないという思い込みがあるのかもしれませんが、課題を整理しながら短時間で集中して練習し、効果を上げるようにする工夫も必要でしょう。また、心身の発達のためには、十分な休養が必要であるという科学的認識を持つことも大切です。

また、活動日においても決められた活動時間を厳守するとともに、大会前の部活動延長の手続き等について、各学校で徹底するなど、顧問任せにしないことが重要です。

#### (1) 中学校における「申し合せ事項」に基づいた部活動の実施

岩手県教育委員会では、平成17年3月に「児童生徒のスポーツ活動の在り方について」及び平成18年2月に「生徒のスポーツ活動休養日の設定について」と題し、活動時間や休養日の設定等についての指針を出しています。（資料編66～71ページ参照）

また、県中学校体育連盟から「完全学校週5日制における部活動のあり方について」の申し合せ事項が発出され、これに基づいた部活動運営がなされています。（資料編72ページ参照）

しかし、指針の理解不足や「申し合せ事項」が徹底されていない学校も見られることから、周知、確認のためのポスターやチラシ等を作成（参考例：資料編73ページ参照）し、全学校にメッセージとして配布、周知することが必要です。この「申し合せ事項」に基づいた部活動運営を継続していくことが、生徒の心身の発達や健康、安全の確保に資するとともに、教員の精神的・肉体的な負担を軽減し、生徒への指導の充実に結びつくと考えます。各学校においては、「申し合せ事項」に基づいた適切な部活動の実施に努めることが重要です。

また、発出元の県中学校体育連盟の「申し合せ事項」を受けて、岩手県中学校校長会などは、会議等を通じ、「申し合せ事項」を定期的に確認し、適切な部活動運営が継続されるように取り組むことが大切です。

## (2) 高等学校における部活動休養日の設定

高等学校の場合は、中学校とは事情が異なる部分があります。生徒の中には、部活動を高校進学の原因や選択肢として考える場合もあり、特定の競技の部活動を行うために学区外の高校に進学する生徒もいます。また、高校生の時期は、より高度な技術や知識を習得したいという欲求が強いことから、活動時間を制限することに反対する方も多いと思われます。

また、校長会や高体連等が独自に規制しているわけではありませんので、部活動休養日の設定は、各学校独自の取り組みとなっています。平成18年度に県立学校における部活動休養日の設定状況を調査したところ、定期的な部活動休養日を設定している高等学校の割合は80%でした。しかし、設定している学校でもすべての部活動種目で徹底できていない場合もあるようです。高等学校の場合は、月曜日を部活動休養日としているところが多いようですが、前記の指針である「児童生徒のスポーツ活動の在り方について」に基づき、土曜日、日曜日及び長期休業中の活動時間は、3～4時間程度以内をめどとするとともに、毎月最低2回程度、土日の休養日を設定することが必要です。

## (3) 参加する大会等の精選

中学校・高等学校体育連盟主催大会、中学校・高等学校文化連盟主催の各種コンクール大会や発表会のほか、市町村主催、関係団体主催など、多くの大会が開催されています。校長や顧問は、生徒の技能の向上だけでなく、心身の発達や安全の確保、さらには健康、保護者の費用や送迎等の負担についても配慮し、参加する大会等を精選することが必要です。

また、小学校でも市町村内での陸上や水泳などの記録会、球技大会などが開催され、その練習指導のために、多くの時間を費やしているようです。大会等への参加は、教育的な意義が十分あるものですが、主催者側も大会開催の精選を進めていく必要があります。

## 2 スポーツ少年団活動の適正化

岩手県内における平成19年度のスポーツ少年団の数は1,286団を数え、県内すべての市町村で組織されています。加入率は、小学生では26.6%（全国平均11.4%）と都道府県別で全国5位、中学生は24.9%（全国平均2.7%）と都道府県別で全国1位の加入率となっており、スポーツ少年団活動が他県と比較してもとても活発です。

一方で、一部の団体では、1年を通して、あるいは、ある時期に休みがまったくないという実態があり、「スポーツ少年団活動が過熱している（活動日数、活動時間等）」との指摘もあります。関係者に対して、適正な活動となるよう要請するなど、児童生徒や教員の負担とならないように運営することが求められます。

### (1) 小学校におけるスポーツ少年団活動について

小学校とスポーツ少年団のかかわりは、県内でも地域の事情によって様々です。保護者や地域の方々が主体となり、施設の使用以外の部分では学校から独立した運営・活動となっているところもあります。

しかし、教員が指導者とならざるを得なかったり、学校が事務局となるなど教員の負担が大きい場合もあるようです。それぞれ地域の特殊事情もありますので、統一した形態での運営は難しい面もありますが、スポーツ少年団活動の望ましいあり方を保護者や地域の方々の理解と協力を得ながら、地域で支える活動に変えていくことが望ましいと思われます。

## (2) 中学校におけるスポーツ少年団活動について

中学校におけるスポーツ少年団活動については、部活動終了後に引き続きスポーツ少年団活動を行う場合や、部活動休養日にスポーツ少年団活動を行うなど、生徒や顧問の教員を長時間拘束する実態が一部にあるようです。

また、スポーツ少年団活動とは別に父母会等が独自に実施する練習もあるようです。スポーツ少年団の一部には、平日の 21 時過ぎまで活動している団体もあり、スポーツ少年団活動等の名を借りて、必要以上の練習をすることによる生徒や教員の負担や疲労などについて問題視されています。県教委が平成 17 年 3 月に出した「児童生徒のスポーツ活動の在り方について」でも述べているように、平日のスポーツ活動の時間は、部活動であるかスポーツ少年団活動であるかを問わず、トータルで中学生、高校生は、2～3 時間程度をめどとすることとされています。過剰なまでの練習は抑制する必要があります。

## (3) スポーツ少年団活動の適正化

スポーツ少年団活動については、今年度、県本部や市町村本部が活動理念の徹底やよりよい指導のあり方について、会議や研修等の場において、各単位団を指導しているところです。

なお、小学校、中学校を問わず校長等が活動の実態をきちんと把握し、積極的に関係者と意見交換するなど児童生徒のためにも、教員のためにも適正な活動となるようマネジメントすることが必要です。

## 3 部活動顧問の任命等

教員の平均年齢が上がっている中で、実態として勤務時間を超えての指導、休日の練習や大会への引率等で休めないなど顧問教員の負担は大きいといえます。また、得意でない種目の部活動の顧問になる教員が精神的な負担感を伴う場合もあることから、顧問を決定する際には職員会議で話し合うなど十分な配慮が必要です。

校長は、自校の職員と相談しながら、種目の専門的な経験があるかはもちろんのこと、健康状態や家庭の状況等を含めて肉体的、精神的な負担が大きいかどうか、担任の有無や担当する校務分掌の内容から時間的な負担等を勘案し、本人の了承のもとで決定することが望まれます。その際、小規模校では難しい面もありますが、希望する種目以外の顧問をお願いする場合は、年数を限ることや必要に応じて校務分掌の軽減、副顧問制を敷くなど複数の顧問を配置する配慮が必要です。

また、東京都では平成 19 年度から「東京都立学校の管理運営に関する規則」を改正し、校長が所属職員以外の者に部活動の指導業務を委嘱することができることとしました。これにより部活動の指導業務を行う者の範囲が拡大できたため、生徒のニーズに応じた部活動や少人数の部設置、廃部問題の解決等に道が開けました。予算措置を伴うことからすぐに実現することは難しいですが、後述する「7 合同部活動の推進」及び「社会体育等への移行」と併せて今後検討していく必要があります。

## 4 外部指導者の活用

### (1) 外部指導者の導入

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えながら、教員の負担を軽減するために

は、外部指導者の活用が有効です。この場合、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問が部活動運営の主体となり、技術面の指導を外部指導者に委ねるなど、顧問と外部指導者の役割分担を明確にしておく必要があります。

なお、外部指導者に対しては、勝利至上主義とならないよう、指導を依頼する際に、校長が「申し合せ事項」等の周知を図るとともに、学校の部活動運営方針や各部の指導方針に基づいた指導を行うよう理解を求めることが必要です。

また、小中学校の連携を図り、教員同士の交流の機会を拡大するという観点から、競技経験がある小学校の教員等で、希望する者を中学校の部活動の外部指導者にお願いすることも有効だと思われます。自分の小学校を巣立っていった教え子たちの中学校での成長の様子を身近で見て、必要な指導や助言を継続的に行えるという利点もあります。ただし、服務上や手当などの取扱いを含め、導入が可能かどうか十分な検討を行う必要があります。

## (2) 外部指導者の確保

地域のスペシャリストを活用することは、地域の教育力を生かすということにつながるとともに、地域と連携・協働した学校づくりにもつながります。地域の人材は、ずっと子どもたちを見つめてくれるサポーターにもなります。

外部指導者を確保するための方策として、岩手県スポーツリーダーバンクの登録者の充実を図るとともに、市町村単位で専門的指導力を有する人材を発掘し、人材バンクを整備することにより、学校で外部指導者を活用しやすくすることも方策の一つです。これを進める手段として、学校支援地域本部事業と連携を図って適切な人材の確保に努めたり、教育委員会が中心となって人材の発掘・登録を行い、各学校からの要請に基づいて人材を派遣又は紹介するようなシステム作りを進めていく必要があります。

## 5 指導者に対する支援

すべての教員が、顧問となる部の種目等に関し専門的指導力を有しているわけではありません。また、生徒の健全育成を考えた場合、協調性や責任感、規範意識など、競技力や技能の向上以外の観点についても、指導者は適切な指導を行う必要があります。指導に当たっては、生徒との信頼関係の下に、お互いを尊重し合いながら活動を進めることが大切であり、高圧的な態度をとったりするような指導は決してあってはなりません。

教育委員会や中学校体育連盟、部の種目等の関係団体においては、指導者研修会を開催したり、教員が指導資料を共有できるようにすることにより、指導者を支援するためのフォローが必要です。また、各部において近隣の中学校等と合同練習会を実施するなど指導者同士が交流し、専門的指導力の向上を図ることも有効でしょう。

なお、専門的指導力を有している外部指導者についても、研修会等を通じて、適切な指導のあり方について意識を高めるための支援が必要です。

## 6 保護者に対する部活動運営方針等の説明・共通理解の促進

部活動に対する保護者の考え方も様々であり、保護者に部活動を正しく理解してもらうことは、運営上欠かすことができない大切なことです。各学校は、児童生徒のみならず、保護者の思いや悩みを理解した上で、「申し合せ事項」や、学校独自に設定した部活動休養日などを盛り込んだ「部活動運営方針」などを策定し、学校経営計画の中に明確に位置付けることが必要で

す。これらを年度当初の職員会議等で確認するとともに、PTA総会や学校通信等を利用して保護者に説明し、共通理解を図ることが重要です。

さらに、地区別懇談会や学校公開等の機会を利用し、こうした方針を地域にも発信することが大切です。顧問は、学校の部活動運営方針をもとに担当する部の指導方針について保護者会に説明を行い、部活動の適切な実施について理解を得るとともに、練習計画や試合日程等を事前に示し、保護者の理解と協力を得られるよう工夫することが求められます。

なお、部の廃止・統合については、生徒のニーズ、施設や教員配置などの諸条件を考慮し、学校としての方針を職員が共有するとともに、この方針を生徒や保護者に明確に示すことが重要です。

## 7 合同部活動の推進

生徒数の減少に伴い、単独校では生徒のニーズに応じた部が設置できないという状況が生じており、合同部活動の実施や合同チームによる大会参加の在り方について検討する必要があります。部員不足による合同チームの大会参加については、中体連では、個人競技のない特定の種目に限り全国大会への参加を認めています。高体連では、地方大会への参加は認めています。全国大会では、統廃合が予定されている学校同士の合同チームのみの参加を認めているのが現状です。

小規模校では、生徒の減少に伴って複数の部を維持することが難しくなっていることから、複数の学校間で部活動種目・分野を分担する「拠点校方式」などの新しいシステムの導入を検討していくことも方策の一つとして考えられます。「拠点校方式」は、それぞれの学校の担当種目を決めて、子どもたちが実施しやすい近隣の学校に移動して活動を行う仕組みです。

検討に当たっては、生徒の移動時の安全確保や練習時間、練習場所の確保、指導体制等を十分考慮するとともに、大会主催団体に対しては、実情に応じた大会参加規程の整備等の取組を促すことも必要です。なお、今年度、宮古地区の中学校で文部科学省の指定を受け、「合同部活動のあり方」の実践研究に取り組んでいます。それらの成果等も参考にしながら、導入について検討していく必要があります。

### 【参考：宮古市の取組の概要】

#### 1 現状

- ① 小規模校においては、試合形式の練習ができないなど適正規模の人数で活動できない。また、限られた教員の中で、専門的な指導ができない場合も見受けられる。
- ② 大規模校においては、希望する部活動の多様化により、適正規模の人数で活動できない部も見られる。

#### 2 課題

適正規模での活動を行うためには、複数校による合同での活動が必要であるが、それぞれの中学校が広範囲に点在しているため、交通手段の確保が課題である。  
また、競技力の向上のためには、専門的指導が必要であるが、校内にそのような人材がいない場合は、十分な指導を行うことが難しい。

#### 3 事業内容

- ① 市内 11 中学校において適正規模を維持できない種目の部、又は専門的指導者のいない部を対象とし、定期的に合同練習を実施（月に 1～2 回、土曜日を基本に 9：00～12：00 の 3 時間実施）
- ② 生徒の技術向上と併せて顧問の指導力向上を図るため、専門的技術を有する指導者を招聘し、講習会を開催

#### 4 受託額

1,959 千円（指導者謝金、旅費、会場使用料、スクールバス運行委託・燃料代）

（参考：合同部活動実施アンケート調査結果）

- ◇ 「合同練習はよいと思う」、「どちらかというと思う」 生徒 81% 教員 100% 外部指導者 100%
- ◇ 「競技力が向上したと思う」、「どちらかというと思う」 生徒 81% 教員 100% 外部指導者 100%
- ◇ 「来年も続けたほうがよいと思う」、「どちらかというと思う」 生徒 81% 教員 100% 外部指導者 100%

## 8 勤務時間の適正な管理等

部活動をすることにより児童生徒の満足度を高めることはもちろんですが、顧問となる教員も気持ちよく指導できるよう環境を整備することが重要です。勤務にかかわる課題は、法令、条例及び給与等多岐にわたっており、多角的に検討する必要があります。

労働安全衛生上の観点からも勤務時間の適正な管理が求められていますが、勤務時間を超えての部活動指導が行われているのが実態です。これまで部活動指導の位置付けが明確でない部分もあり、週休日の振替えと教員特殊業務手当との代替性、公式戦以外は生徒を引率しても出張にならないことや週休日を授業日に変更しにくいという学校特有の勤務実態があります。

また、地域との交流・連携はとても大切なことですが、地域の要請に基づく、ブラスバンドやマーチングなどの演奏、地域伝統芸能の披露など教員が勤務を要しない日に教育活動を行っている実態もあります。

こうした実態に対して、教員特殊業務手当と活動実態との比較や生徒引率指導業務の適用範囲、週休日を変更できる範囲について、見直しが必要かどうかの検討をすることが求められます。

また、県立学校ではこれまで、練習試合等の週休日の振替え制度を設けるなど取り組んでいますが、手続きが面倒で、取得しにくいとの意見も出されています。

また、中学校でも手続き上、教育委員会への申請・届出が義務付けられている市町村もあり、学校で処理が完結しないことから、学校裁量権の拡大を求める声もあります。教員が休日に部活動指導をした場合は、代休を取得しやすくするため、事務手続き等の簡素化や振替期間の見直しについて検討するなどの対応が必要です。また、学校教育の一環という位置付けである以上、指定された大会以外の練習試合等に対する旅費の支給についても検討する必要があると考えられます。

さらに、勤務時間の適正な管理のためには、校長等のマネジメントが欠かせません。週休日の振替や年次休暇を取得しやすい環境をつくることはもちろんですが、教員一人ひとりの勤務状況を理解した上でアドバイスしたり、特定の教員に業務が集中しないよう配慮していかなければなりません。部活動顧問の問題としてとらえず、学校組織として教員の負担の軽減に取り組んでいくことが重要です。

以上、8項目について整理したところです。

